

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 6 月 1 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門塩釜拠点長 宮田 勉

1. 調達内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 調達物品及び数量 | 染色装置 1 式 |
| (2) 調達物品の仕様 | 入札説明書による。 |
| (3) 納入期限 | 令和 8 年 9 月 4 日 |
| (4) 納入場所 | 青森県八戸市鮫町字下盲久保 2 5 - 2 5 9
国立研究開発法人水産研究・教育機構 八戸庁舎 |
| (5) 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機器類」又は「その他」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
青森県八戸市鮫町字下盲久保 2 5 - 2 5 9
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門塩釜拠点管理チーム（八戸）
電話 0 1 7 8 - 3 3 - 1 5 0 0
F A X 0 1 7 8 - 3 4 - 1 3 5 7
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「染色装置入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「染色装置入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ④ 仕様書に示した物品を納入できることを証明する応札仕様書（別添応札仕様書作成例参照）

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 8 年 6 月 23 日までに上記 3 . あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

（ 1 ） 入 札 書 の 受 領 期 限
及 び 提 出 場 所

令 和 8 年 7 月 1 日 1 1 時 0 0 分
3 . ① に 同 じ 。

（ 2 ） 開 札 の 日 時 及 び 場 所

令 和 8 年 7 月 1 日 1 4 時 0 0 分
青 森 県 八 戸 市 鮫 町 字 下 盲 久 保 2 5 - 2 5 9
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
八 戸 庁 舎 会 議 室

6 . そ の 他

（ 1 ） 契 約 手 続 き に お い て
使 用 す る 言 語 及 び 通 貨

日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨 。

（ 2 ） 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証 金

免 除 。

（ 3 ） 入 札 の 無 効

本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い 者 の 提 出 し た 入 札 書 及 び 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 書 は 無 効 と す る 。

（ 4 ） 契 約 書 作 成 の 要 否

要 。

（ 5 ） 落 札 者 の 決 定 方 法

予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な 入 札 を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る 。

（ 6 ） 競 争 参 加 者 は 、 入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し を 提 出 す る こ と 。

（ 7 ） 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。

7 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

（ 1 ） 公 表 の 対 象 と な る 契 約 先

次 の ① 及 び ② い ず れ に も 該 当 す る 契 約 先

① 当 機 構 に お い て 役 員 を 経 験 し た 者 （ 役 員 経 験 者 ） が 再 就 職 し て い る こ と 又 は 課 長 相 当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 （ 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 ） が 役 員 、 顧 問 等 ※ 注 1 と し て 再 就 職 し て い る こ と

② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 が 、 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 3 分 の 1 以 上 を 占 め て い る こ と ※ 注 2

な お 、 「 当 機 構 」 と は 、 改 称 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 及 び 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 、 統 合 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 大 学 校 を 含 み ま す 。

※ 注 1 「 役 員 、 顧 問 等 」 に は 、 役 員 、 顧 問 の ほ か 、 相 談 役 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る 者 で あ る か を 問 わ ず 、 経 営 や 業 務 運 営 に つ い て 、 助 言 す る こ と 等 に よ り 影 響 力 を 与 え る と 認 め ら れ る 者 を 含 む 。

※ 注 2 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 額 は 、 当 該 契 約 の 締 結 日 に お け る 直 近 の 財 務 諸 表 に 掲 げ ら れ た 額 に よ る こ と と し 、 取 引 高 は 当 該 財 務 諸 表 の 対 象 事 業 年 度 に お け る 取 引 の 実 績 に よ る 。

（ 2 ） 公 表 す る 情 報

上 記 （ 1 ） に 該 当 す る 契 約 先 に つ い て 、 契 約 ご と に 、 物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量 、 契 約 締 結 日 、 契 約 先 の 名 称 、 契 約 金 額 等 と 併 せ 、 次 に 掲 げ る 情 報 を 公 表 す る 。

① 当 機 構 の 役 員 経 験 者 及 び 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 （ 当 機 構 O B ） の 人 数 、 職 名 及 び 当 機 構 に お け る 最 終 職 名

② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高

③ 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 に 占 め る 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 の 割 合 が 、 次 の 区 分 の い ず れ か に 該 当 す る 旨

3 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満 、 2 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 又 は 3 分 の 2 以 上

④ 一 者 応 札 又 は 一 者 応 募 で あ る 場 合 は そ の 旨

(3) 当 機 構 に 提 供 し て い た だ く 情 報

- ① 契 約 締 結 日 時 点 で 在 職 し て い る 当 機 構 O B に 係 る 情 報 (人 数 、 現 在 の 職 名 及 び 当 機 構 に お け る 最 終 職 名 等)
- ② 直 近 の 事 業 年 度 に お け る 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 及 び 当 機 構 と の 間 の 取 引 高

(4) 公 表 日

契 約 締 結 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 原 則 と し て 7 2 日 以 内 (4 月 に 締 結 し た 契 約 に つ い て は 原 則 と し て 9 3 日 以 内)

(5) そ の 他

当 機 構 ホ ー ム ペ ー ジ (契 約 に 関 す る 情 報) に 「 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 が 行 う 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表 に つ い て 」 が 掲 載 さ れ て い る の で ご 確 認 い た だ く と と も に 、 所 要 の 情 報 の 当 機 構 へ の 提 供 及 び 情 報 の 公 表 に 同 意 の 上 で 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は 契 約 の 締 結 を 行 っ て い た だ く よ う ご 理 解 と ご 協 力 を お 願 い い た し ま す 。
な お 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は 契 約 の 締 結 を も っ て 同 意 さ れ た も の と み な さ せ て い た だ き ま す の で 、 ご 了 知 願 い ま す 。

8 . 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ い て

当 機 構 で は 、 国 よ り 示 さ れ た 「 研 究 機 関 に お け る 公 的 研 究 費 の 管 理 ・ 監 査 の ガ イ ド ラ イ ン (実 施 基 準) 」 (平 成 1 9 年 2 月 1 5 日 文 部 科 学 大 臣 決 定) に 沿 っ て 、 公 的 研 究 費 の 契 約 等 に お け る 不 正 防 止 の 取 り 組 み を 行 っ て お り 、 取 り 組 み の ひ と つ と し て 、 取 引 先 の 皆 様 に 「 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 」 (URL : https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf) を ご 理 解 い た だ き 、 一 定 金 額 以 上 の 契 約 に 際 し て 、 当 該 注 意 事 項 を 遵 守 す る 旨 の 「 誓 約 書 」 の 提 出 を お 願 い し て い ま す 。

公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 関 係 書 類 (① 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ い て 、 ② 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 、 ③ 誓 約 書) は 、 入 札 説 明 書 に 添 付 し ま す の で 、 契 約 相 手 方 と な っ た 場 合 は 、 誓 約 書 の 提 出 を お 願 い し ま す 。

な お 、 当 機 構 の 本 部 、 研 究 所 、 開 発 調 査 セ ン タ ー 、 水 産 大 学 校 い ず れ か 1 箇 所 に 1 回 提 出 し て い た だ け れ ば 、 当 機 構 内 の 次 回 以 降 の 契 約 で は 再 提 出 す る 必 要 は あ り ま せ ン 。

購 入 仕 様 書

1. 品 名 染色装置

2. 数 量 1 式

3. 構 成 本体（電源ケーブル等付属消耗品含） 1 台
排気アダプター 1 個

4. 仕 様 本装置は、以下の要件をすべて満たすこと。

（1）染色方式

ヘマトキシリンおよびエオジンによる二重染色に対応していること。

（2）処理能力

1 時間当たり 6 0 枚以上であること。

なお、当該能力はメーカー公表値または実測値により確認できること。

（3）水洗槽

水洗槽を 3 槽以上備えること。

（4）試薬槽

試薬槽を 1 8 槽以上備えること。

（5）外形寸法

カバーを閉めた状態における外形寸法が下記の範囲内であること。

- ・ 横幅：1, 2 0 0 mm以下
- ・ 奥行： 7 0 0 mm以下
- ・ 高さ：1, 0 0 0 mm以下

5. 納入場所

青森県八戸市鮫町下盲久保 2 5 - 2 5 9

国立研究開発法人水産研究・教育機構 八戸庁舎

6. 納入期限 令和 8 年 9 月 4 日

7. そ の 他

（1）搬入、据付、配管、配線、試運転、調整その他、本装置を使用可能な状態にするために必要な一切の作業並びにこれらに付随して必要となる部材、消耗品、資材等については、すべて納入業者の負担により実施・用意すること。

（2）操作に従事する職員に対し、装置の操作及び保守に関する十分な教育・説明を行うこと。

（3）本装置の日本語による取扱説明書を 2 部提出すること。

（4）納入後 1 年間を保証期間とし、当該期間内に発生した瑕疵については、無償にて修理または交換を行うこと。

（5）検収は、仕様を満たしていること及び正常に動作することを確認のうえ実施する。

（6）本仕様書に定めのない事項については、担当職員の指示に従うこと。